

[事案 2020-40] 新契約無効請求

・令和2年11月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年2月に契約した家族収入保険、就労不能保険、入院保険、外貨建養老保険、および同年3月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 家族収入保険、就労不能保険、入院保険については、保障内容は理解したうえで加入したが、外貨建養老保険および変額保険のリスクの説明が不十分であったため、保険会社は信頼できない。
- (2) 外貨建養老保険および変額保険について、解約返戻金が払込保険料を下回るリスクについての説明がなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、経過年数に応じた払込保険料と解約返戻金額の推移が明記された設計書をもとに説明しており、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。